

農林水産省、平成 18 年 2 月 23 日

「その他」の権利としての育成者権

一橋大学大学院
国際企業戦略研究科教授
土肥 一史

1 知的財産権侵害をめぐる状況

全国地方裁判所知的財産権関係民事事件の新受理件数（最高裁判所事務総局行政局）

	総数	特許	実案	商標	不正競争	意匠	著作権	その他
平成 2 年	379	140	58	43	52	27	47	12
平成 4 年	413	98	51	45	119	24	66	10
平成 6 年	497	106	98	53	134	26	72	8
平成 8 年	590	157	77	80	132	28	85	31
平成10年	559	156	58	77	130	22	113	3
平成12年	610	176	59	89	143	38	97	8
平成14年	607	165	38	99	141	27	113	24
平成16年	654	217	35	80	178	25	100	12

平成 16 年の地方裁判所における知的財産関係民事通常訴訟事件は、最大の 654 件となっており、特許権関係事件と不正競争関係事件が多いが、平成 2 年との比較では、1.55 倍と 3.42 倍と、特に不正競争関係事件の伸びが顕著となっている。育成者権侵害訴訟については、この表からは不明であるが、「その他」の 12 件に含まれているものと推定される（最高裁判所事務総局広報課）。

STAFF による需要者アンケート（平成 14 年）でも、審査期間の短縮、侵害立証方法の確立、相談窓口開設、制度の普及啓発を望む声が 1 位から 4 位を占めていた。

2 財産的情報としての知的財産

－知的財産権侵害に係る刑罰の強化との関係で

知的財産法としての種苗法

創作成果保護制度と標識保護制度：私益保護制度と公益保護制度

権利保護法と行為規制法：成果それ自体の保護と行為の悪性の禁圧

自然権としての所有権と産業政策上の権利としての知的財産権

保護法益の違い：有体物の占有の侵害と無体物の模倣による侵害

「犬でも自分がかわえている肉片は自分の所有物であると考えているのではないか」

模倣自由の原則とその例外として模倣の制限・知的財産権制度

原則は自由競争。創作意欲を刺激し、より豊富な創作物が利用者に提供されること
刑事罰の謙抑性。まずは、個々の権利者による民事的救済（参考 2）。民事的救済は十分

か？→ 4 育成者権の侵害に対する民事的救済

無効な権利の存在（参考3）

横並びの刑事罰の強化でよいか（参考1）

窃盗罪（刑法 235 条）10 年以下の懲役、

育成者権侵害罪（種苗 56 条）3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金

特許権侵害罪（特許 196 条）5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金

〈参考1〉 知的財産権侵害事犯の法令別検挙状況の推移（平成 11～15 年）

	11		12		13		14		15	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数	691	407	829	399	655	371	642	412	789	407
商標法	382	250	504	252	417	253	476	287	542	271
不競防止法	13	15	19	8	40	17	15	5	15	20
著作権法	296	142	304	136	187	82	147	115	229	110
特許法	0	0	1	2	3	7	2	2	2	4
意匠法	0	0	0	0	7	10	2	3	0	0
実用新案法	0	0	1	1	1	2	0	0	1	2

平成 18 年 2 月 1 日のいぐさ「ひのみどり」は、関税法 109 条 2 項によるもの？（参考資料の 6 頁参考）

〈参考2〉 損害賠償請求における認定損害額 ※100 万円以下は四捨五入

	特許権	実用新案権	意匠権	商標権	育成者権
平均	1 億 8300 万	3500 万	3700 万	2100 万	数百万？
最大	30 億 5900 万	1 億 9800 万	4 億 5100 万	2 億	？

〈参考3〉

無効審判請求・成立数

	特 許		実用新案		意 匠		商 標	
	請求件数	申立成立	請求件数	申立成立	請求件数	申立成立	請求件数	申立成立
1995年	159	45	92	21	38	39	161	70
1996年	125	39	108	31	45	39	181	77
1997年	184	22	105	29	39	31	210	185
1998年	252	46	130	52	30	25	317	136
1999年	293	27	109	22	30	19	388	94
2000年	296	77	95	34	53	17	307	100
2001年	283	138	60	51	45	27	205	175
2002年	260	156	42	32	43	26	214	175
2003年	254	128	35	23	48	25	215	114
2004年	358	133	26	18	48	20	191	154

3 植物新品種保護制度の利用概要

1) 出願件数

平成 12 年度

942 件 (特許 436,865 件、実用新案 9,587 件、意匠 38,496 件、商標 145,668 件)

平成 13 年度

1157 件 (特許 439,175 件、実用新案 8,806 件、意匠 39,423 件、商標 123,754 件)

平成 14 年度

1002 件 (特許 421,044 件、実用新案 8,603 件、意匠 37,230 件、商標 117,406 件)

平成 15 年度

1280 件 (特許 413,092 件、実用新案 8,169 件、意匠 39,267 件、商標 123,325 件)

平成 16 年度

1337 件 (特許 423,081 件、実用新案 7,986 件、意匠 40,756 件、商標 128,843 件)

現行法の下で、出願件数は漸増傾向にある。

2) 登録件数

平成 12 年度 905 件、同 13 年度 1,210 件、同 14 年度 1,119 件、同 15 年度 698 件

平成 16 年度 1132 件 (特許 124,192 件、実用新案 7,363 件、意匠 32,681 件、商標 95,866 件)

平成 16 年度登録内訳

食用作物 55 (764)、工芸作物 2 (127)、野菜 80 (978)、果樹 70 (825)、飼料作物 12 (191)、**草花類** 664 (7,738)、**観賞樹・林木** 234 (2,232)、海草 0 (4)、きのこ類 15 (309)、(平成 16 年度末累積)

1991 年～2000 年に世界に出願された「組み換え植物」特許出願 1,815 件 (特許出願技術動向調査「バイオテクノロジー基幹技術」「ポスト・ゲノム関連技術」特許庁、を参照) なお、「微生物・酵素」は 51,914 件。

2000 年の出願人国別 米国 41% (国内の植物特許 786 件)、中国 27%、日本 13% (約 250 件に)

3) 登録期間と登録料

平成 10 年法改正で登録料納付案内制度から登録料の追納制度へ。その後、消滅件数は? 存続期間は 1 年未満、特に**草花類、観賞樹**に顕著。

平成 16 年度でのデータでは、3 年未満が半数近い。

食用作物、野菜では、存続期間 15 年以上が最も多い。

登録料 6000 円から 36000 円まで (対特許登録料 2600 円 + 200 から 81200 円 + 6400 円)。

特許では、減免又は猶予の制度あり。

韓国は品種によりさらにクラス分けをして、期間設定がより細か。

4 育成者権の侵害に対する民事的救済

差止請求権 (種苗 33 条 1 項)

侵害組成物廃棄除去請求

種苗だけでなく、収穫物＋加工品
損害賠償請求権（民法 709 条）

特許法にはあって種苗法にはないもの

- ・ 逸失利益額の推定規定（特許 102 条 1 項）
- ・ 具体的態様の明示義務（特許 104 条の 2）
- ・ 文書提出命令におけるインカメラ制度等（特許 105 条 2 項以下）
- ・ 計算鑑定人制度（特許 105 条の 2）
- ・ 裁判所による相当な損害額の認定制度（特許 105 条の 3）
- ・ 秘密保持命令（特許 105 条の 4）
- ・ 当事者尋問などの公開停止の制度（特許 105 条の 7）

特許にはなくても種苗法にほしいもの

- ・ 侵害関係者に対する広範な情報開示請求制度

5 地域ブランドと種苗法

地域名＋商品名からなる商標を、地域団体商標として保護（平成 18 年 4 月 1 日）する。
従前の団体商標制度では、商標法 3 条 2 項の周知性の取得を必要とした。

地域の自然、風土、歴史、文化等に起因した、地域に密接に関連する商品・役務を普及する取組みを支援する制度。商標であるから、他の事業者の出所との誤認混同からの保護。しかし、重要なのは、良質な品質感・イメージの定着。

商品（役務）の品質・社会的評価その他の特性が地理的原産地に帰せられる場合の地理的表示とは異なるアプローチ。

UPOV 条約 20 条 1 項 b 締約国は「育成者権の保護の期間及び満了後において、当該品種につきその登録された名称を自由に使用することが……いかなる権利によっても妨げられないことを確保する」。

6 育成者権侵害物品の水際規制

平成 15 年法改正により水際規制の対象

平成 17 年法改正で「保護品種の収穫物から直接に生産された加工品」も。

輸入差止申立制度（関税定率 21 条の 2）と認定手続き（同 21 条 4 項）への対応

農林水産大臣に対する意見照会制度（同 21 条の 4 の 2）への対応？

富士通プラズマディスプレイパネル事件（平成 16 年 4 月）、松下プラズマディスプレイパネル事件（平成 16 年 11 月）、これらの事件では、韓国と「摩擦」も。

現在の税関庁による水際規制で足りるか？ 育成者権特有の事情はないか？

7 おわりに

戦略的手段としての育成者権制度の普及（例えば、権利侵害警告の危険性「知財資料」）

記念登録制度から実効的な権利としての登録制度へ

育成者権利制度への信頼の向上：権利の質の確保と使いやすさ

審査期間、登録料、権利の実効性

（以上）